

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月27日
【計算期間】	第4期中（自 2025年10月28日 至 2026年4月27日）
【ファンド名】	マネーフォワード全世界株式インデックスファンド
【発行者名】	株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【事務連絡者氏名】	北野 記実
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【電話番号】	03-6810-7856
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

（１）【投資状況】

（2026年4月末日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	1,038,286,102	98.16
内 アメリカ	994,506,302	94.02
内 日本	43,779,800	4.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	19,420,422	1.84
純資産総額	1,057,706,524	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2026年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
設定時 (2023年1月18日)	50,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2023年10月25日)	66,108,339	66,108,339	1.1669	1.1669
第2計算期間末 (2024年10月25日)	394,396,803	394,396,803	1.5458	1.5458
第3計算期間末 (2025年10月27日)	758,432,934	758,432,934	1.8824	1.8824
2025年4月末日	515,072,973	-	1.4480	-
5月末日	568,257,983	-	1.5460	-
6月末日	598,812,394	-	1.6123	-
7月末日	640,242,592	-	1.7078	-
8月末日	664,782,606	-	1.7180	-
9月末日	709,250,822	-	1.7855	-
10月末日	762,358,002	-	1.8979	-
11月末日	789,806,383	-	1.9204	-
12月末日	834,367,352	-	1.9594	-
2026年1月末日	923,507,179	-	1.9852	-
2月末日	965,695,159	-	2.0285	-
3月末日	928,306,539	-	1.8910	-
4月末日	1,057,706,524	-	2.1107	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

第3計算期間	0.0000
2025年10月28日～2026年4月27日	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	16.7
第2計算期間	32.5
第3計算期間	21.8
2025年10月28日～2026年4月27日	12.5

（注）収益率は各計算期間における騰落率です。

2【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	68,792,768	12,140,325	56,652,443
第2計算期間	279,658,438	81,162,504	255,148,377
第3計算期間	337,981,812	190,228,977	402,901,212
2025年10月28日～ 2026年4月27日	149,460,588	51,608,888	500,752,912

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2025年10月28日から2026年4月27日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

マネーフォワード全世界株式インデックスファンド

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	109,379,270	4,621,108
コール・ローン	13,791,145	10,768,442
投資信託受益証券	604,545,226	1,035,053,243
派生商品評価勘定	2,542,095	1,747,780
未収入金	8,067,017	-
差入委託証拠金	20,874,960	9,160,772
流動資産合計	759,199,713	1,061,351,345
資産合計	759,199,713	1,061,351,345
負債の部		
流動負債		
未払解約金	91,274	213,258
未払受託者報酬	70,321	97,651
未払委託者報酬	605,184	840,176
流動負債合計	766,779	1,151,085
負債合計	766,779	1,151,085
純資産の部		
元本等		
元本	402,901,212	500,752,912
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	355,531,722	559,447,348
（分配準備積立金）	150,744,917	134,307,117
元本等合計	758,432,934	1,060,200,260
純資産合計	758,432,934	1,060,200,260
負債純資産合計	759,199,713	1,061,351,345

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年10月26日 至 2025年4月25日	第4期中間計算期間 自 2025年10月28日 至 2026年4月27日
営業収益		
受取配当金	2,685,168	6,512,337
受取利息	21,824	622,037
有価証券売買等損益	40,991,908	59,858,086
派生商品取引等損益	1,542,106	8,441,453
為替差損益	567,087	34,189,290
その他収益	145,690	384,418
営業収益合計	40,248,419	110,007,621
営業費用		
受託者報酬	51,816	97,651
委託者報酬	445,956	840,176
その他費用	9,686	72,272
営業費用合計	507,458	1,010,099
営業利益又は営業損失（ ）	40,755,877	108,997,522
経常利益又は経常損失（ ）	40,755,877	108,997,522
中間純利益又は中間純損失（ ）	40,755,877	108,997,522
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,107,208	3,633,037
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	139,248,426	355,531,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	114,089,217	144,599,151
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	114,089,217	144,599,151
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,628,915	46,048,010
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,628,915	46,048,010
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	157,060,059	559,447,348

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第4期中間計算期間 自 2025年10月28日 至 2026年4月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2025年10月27日、当中間計算期間末日を2026年4月27日としております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
1. 期首元本額	255,148,377円	402,901,212円
期中追加設定元本額	337,981,812円	149,460,588円
期中一部解約元本額	190,228,977円	51,608,888円
2. 受益権の総数	402,901,212口	500,752,912口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
----	----------------------	----------------------------

1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	第3期 2025年10月27日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	144,876,465	-	147,418,560	2,542,095
合計	144,876,465	-	147,418,560	2,542,095

種類	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	21,212,105	-	22,959,886	1,747,781
合計	21,212,105	-	22,959,886	1,747,781

(注) 時価の算定方法

1. 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2．先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（1口当たり情報）

	第3期 2025年10月27日現在	第4期中間計算期間末 2026年4月27日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.8824円 (18,824円)	2.1172円 (21,172円)

4 【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額	172百万円（2026年4月末現在）
発行する株式の総数	100,000,000株
発行済株式総数	6,907,313株

< 過去5年間ににおける資本金の額の増減 >

2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資
2021年11月26日	資本金540百万円から100百万円に減資
2022年3月31日	資本金100百万円から860百万円に増資
2022年11月29日	資本金860百万円から100百万円に減資
2023年8月30日	資本金100百万円から360百万円に増資
2024年7月18日	資本金360百万円から100百万円に減資
2024年9月30日	資本金100百万円から200百万円に増資
2024年12月5日	資本金200百万円から400百万円に増資
2024年12月31日	資本金400百万円から50百万円に減資
2025年10月31日	資本金50百万円から70百万円に増資
2025年12月19日	資本金70百万円から85百万120円に増資
2025年12月31日	資本金85百万120円から70百万円に減資
2026年1月23日	資本金70百万円から76百万円に増資
2026年1月31日	資本金76百万円から79百万円に増資
2026年2月2日	資本金 79百万円から83.5百万円に増資
2026年2月25日	資本金 83.5百万円から88百万円に増資
2026年3月6日	資本金 88百万円から89.5百万円に増資
2026年3月10日	資本金 89.5百万円から92.5百万円に増資
2026年4月30日	資本金 92.5百万円から172.5百万円に増資

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントは投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2026年4月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託6本、合計純資産総額は4,990百万円です。

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが
予想される事実

該当事項はありません。

5 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2025年1月1日至 2025年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位：千円)	
	注記番号	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		500,767	167,915
顧客分別金信託		80,003	47,149
前払費用		20,429	23,517
未収入金		75	8
未収委託者報酬		205	755
未収運用受託報酬		909	2,647
未収消費税等		30,721	20,676
その他流動資産		7,593	369
流動資産合計		640,707	263,040
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	14,423	-
器具備品	1	8,943	-
有形固定資産合計		23,366	-
投資その他の資産			
投資有価証券		12,863	-
長期差入保証金		28,584	22,242
投資その他の資産合計		41,447	22,242
固定資産合計		64,814	22,242
繰延資産			
株式交付費		4,238	2,665
繰延資産合計		4,238	2,665
資産合計		709,759	287,948
負債の部			
流動負債			
預り金		47,358	36,952
未払金		612	6,036
未払費用		30,825	25,359
未払法人税等		-	950
返金負債		194	501
流動負債合計		78,991	69,800
固定負債			
繰延税金負債		3,448	-
固定負債合計		3,448	-
負債合計		82,440	69,800

純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	70,000
資本剰余金		
資本準備金	1,568,964	1,603,964
その他資本剰余金	1,810,000	1,825,000
資本剰余金合計	3,378,964	3,428,964
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 2,804,117	△ 3,281,337
利益剰余金合計	△ 2,804,117	△ 3,281,337
株主資本合計	624,847	217,628
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,951	-
評価・換算差額等合計	1,951	-
新株予約権	520	520
純資産合計	627,318	218,148
負債・純資産合計	709,759	287,948

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	315	1,726
運用受託報酬	22,338	33,510
営業収益合計	22,654	35,236
営業費用		
広告宣伝費	64,425	23,732
調査費		
調査費	1,667	546
情報機器関連費	18,488	21,145
その他の調査費	24	4
調査費合計	20,180	21,697
営業雑経費		
通信費	1,285	1,196
印刷費	76	-
協会費	2,304	1,779
諸公費	205	332
その他	5,689	7,615
営業雑経費合計	9,560	10,923
営業費用合計	94,166	56,353
一般管理費		
給料		
役員報酬	42,540	21,311
給料・手当	183,076	164,408
賞与	5,540	-
法定福利費	35,002	29,736
その他の福利厚生費	232	308
給料合計	266,391	215,765
交際費	555	261
旅費交通費	3	-
会議費	350	77
租税公課	3,077	1,576
不動産関係費		
不動産賃借料	38,714	40,935
その他の不動産関係費	1,996	2,021
不動産関係費合計	40,711	42,957
固定資産減価償却費	9,713	3,932

諸経費		
業務委託費	179,227	128,144
消耗品費	347	470
器具備品費	52	-
システム利用料	35,406	37,614
その他	9,059	4,212
諸経費合計	224,094	170,441
一般管理費合計	544,896	435,012
営業損失（△）	△ 616,409	△ 456,129
営業外収益		
受取利息	36	497
雑益	176	85
営業外収益合計	212	582
営業外費用		
創立費償却	24	-
株式交付費償却	3,311	2,079
雑損	6	0
営業外費用合計	3,341	2,079
経常損失（△）	△ 619,539	△ 457,626
投資有価証券売却益	7,142	4,883
特別利益合計	7,142	4,883
減損損失	-	25,944
投資有価証券売却損	0	-
特別損失合計	0	25,944
税引前当期純損失（△）	△ 612,396	△ 478,687
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	2,417	△ 2,418
法人税等合計	3,367	△ 1,468
当期純損失（△）	△ 615,763	△ 477,220

1

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
当期変動額							
新株の発行	300,000	104,999	-	104,999	-	-	404,999
減資（△）	△ 610,000	-	610,000	610,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 615,763	△ 615,763	△ 615,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△ 310,000	104,999	610,000	714,999	△ 615,763	△ 615,763	△ 210,764
当期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	4,235	4,235	520	840,366			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	404,999			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 615,763			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 2,285			
当期変動額合計	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 213,048			
当期末残高	1,951	1,951	520	627,318			

当事業年度自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
当期変動額							
新株の発行	35,000	35,000	-	35,000	-	-	70,000
減資（△）	△ 15,001	-	15,000	15,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 477,220	△ 477,220	△ 477,220
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	20,000	35,000	15,000	50,000	△ 477,220	△ 477,220	△ 407,220
当期末残高	70,000	1,603,964	1,825,000	3,428,964	△ 3,281,337	△ 3,281,337	217,628
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	1,951	1,951	520	627,318			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	70,000			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 477,220			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,952	△ 1,952	-	△ 1,952			
当期変動額合計	△ 1,952	△ 1,952	-	△ 409,171			
当期末残高	-	-	520	218,148			

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は前事業年度までに6期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当事業年度末日後1年内の資金繰りに懸念があります。

また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率は、2025年12月31日現在で132.1%となっており、金融商品取引法第46条の6第2項に定める法定比率は超過しているものの、依然として自己資本規制比率は低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社では、このような事象又は状況を解消又は改善するために、販売会社の増強、販売会社を通じた当社設定ファンドの販売拡大による運用資産残高の増加に伴う委託者報酬の増加に加え、金融機関向けにNISAを活用した新サービスの提供による収益確保を行い、利益確保及び収益基盤の確立に努めてまいります。

さらに、持続的な経営の早期安定化を目的に、運転資金および事業資金の確保が重要であると判断し、資金調達を計画しております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られておりません。また、資金調達の実現可否については、投資家等の投資判断に大きく依存する要素が多く、その実現の予測は困難な状況にあります。

このため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8年
器具備品	3～15年

（２）長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 繰延資産の処理方法

（１）創立費 5年間の均等償却によっております。

（２）株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

5. 未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[貸借対照表関係]

有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産	29,532	31,921

[損益計算書関係]

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	事業用資産	建物付属設備	12,849
	事業用資産	工具器具備品	7,443
	その他	長期差入保証金	5,650

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、本社を単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、使用価値を零と算定しております。

[株主資本等変動計算書関係]

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	-	749,999	-	749,999
合計（株）	5,648,063	749,999	-	6,398,062

（変動事由の概要）E種優先株式の発行による増資 749,999株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	749,999	74,074	-	824,073
F1種優先株式（株）	-	55,556	-	55,556
合計（株）	6,398,062	129,630	-	6,527,692

（変動事由の概要）E種優先株式の発行による増資74,074株，F1種優先株式発行による増資55,556株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当期事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に一般管理費における業務委託費等の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているものであります。これらは市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、投資額は必要最低額であるためリスクは限定的であります。預り金のうち、顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり短期間で決済されるため、リスクは限定的であります。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取り先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	12,863	12,863	-
資産計	12,863	12,863	-

（注1）貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
預り金

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金・預金	500,767	-	-	-
顧客分別金信託	80,003	-	-	-
合計	580,770	-	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

（注1）金融商品の時価の算定方法

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
前払費用
未収消費税等
預り金
未払費用

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金・預金	167,915	-	-	-
顧客分別金信託	47,149	-	-	-
前払費用	23,517	-	-	-
未収消費税等	20,676	-	-	-
合計	259,257	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場において（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（単位：千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	12,863	-	12,863
資産計	-	12,863	-	12,863

当事業年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	12,863	9,879	2,984
合計	12,863	9,879	2,984

当事業年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	30,278	7,142	0
合計	30,278	7,142	0

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	15,698	4,883	-
合計	15,698	4,883	-

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）において存在したストック・オプションを対象

とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

（１） スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	（注 1）
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

（注1） 本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点で受益者として指定された者に交付されます。

（注2）

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

（２） スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20 円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（1） 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

（2） 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	963,968	1,144,596
減価償却超過額	1,406	1,867
資産除去債務	1,635	3,922
減損損失	-	6,042
その他	98	288
繰延税金資産小計	967,108	1,156,716
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 963,968	△ 1,144,596
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,140	△ 12,120
評価性引当額小計	△ 967,108	△ 1,156,716
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
未取還付事業税等	2,417	-
その他有価証券差額金	1,031	-
繰延税金負債合計	3,448	-
繰延税金負債の純額	3,448	-

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年12月31日現在）							
							（単位：千円）
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	-	-	-	-	-	963,968	963,968
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 963,968	△ 963,968
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度（2025年12月31日現在）							
							（単位：千円）
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	-	-	-	-	39,015	1,105,581	1,144,596
評価性引当額	-	-	-	-	△ 39,015	△ 1,105,581	△ 1,144,596
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	-	-
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため	税引前当期純損失であるため
住民税均等割	注記を省略しております。	注記を省略しております。
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

損益計算書に記載のとおりです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4 .収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
主要株主 (法人)	TUSICキャピタル 1号投資事業組合	東京都 新宿区	6,173,323	投資運用	被保有 直接19.16%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注1)	99,999	-	-

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容/ 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	岡野大	-	-	当社代表 取締役	被保有 直接16.76%	資金の借入	資金の借入	50,000	役員借 入金	-
						資金の返済	資金の返済	50,000		-
						株式の 被所有	第三者割当増資 (注2)	45,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1） 2024年9月26日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株式185,185株を引受けたものです。
- （注2） 2025年10月22日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株式37,038株、また2025年12月19日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株式46,297株を引受けたものです。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額（円）	0.00	0.00
1株当たり当期純損失（△）（円）	△ 107.30	△ 74.42

- （注1） 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- （注2） 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失（△）（千円）	△ 615,763	△ 477,220
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失（△）（千円）	△ 615,763	△ 477,220
普通株式の期中平均株式数（株）	5,738,454	6,412,622
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	373,563	373,563
うちA種優先株式	718,500	718,500
うちB種優先株式	633,789	633,789
うちC種優先株式	1,069,850	1,069,850
うちD種優先株式	352,361	352,361
うちE種優先株式	90,391	762,581
うちF1種優先株式	-	1,978
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

- （注3） 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	627,318	218,148
純資産の部から控除する金額（千円）	627,318	218,148
うちS種優先株式	-	-
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	-	-
うちD種優先株式	221,799	-
うちE種優先株式	404,999	187,627
うちF1種優先株式	-	30,000
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	2,500,000	2,500,000

（重要な後発事象）

当社は、2026年1月19 日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026年1月23日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 22,222株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	11,999千円
資本組入額の総額	6,000千円
払込期日	2026年1月23日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は、2026年1月26日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026年2月2日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 27,775株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	14,998千円
資本組入額の総額	7,500千円
払込期日	2026年2月2日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は、2026年2月16日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026年2月25日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 16,665株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	8,999千円
資本組入額の総額	4,500千円
払込期日	2026年2月25日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は、2026年3月4日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2026年3月10日に実行いたしました。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	F1種優先株式 16,664株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	8,998千円
資本組入額の総額	4,500千円
払込期日	2026年3月10日
使途の目的	人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的への充当

当社は以下のとおり、2026年3月17日に無担保普通社債（劣後特約付）を発行し、同日に払込が完了しております。

社債の名称	sustenキャピタル・マネジメント第1回無担保普通社債（劣後特約付）
発行総額	40,000,000円
各社債の金額	10,000,000円
償還期限	2031/6/30 ただし、発行日から5年を経過した日以降、金融庁長官その他の監督官庁の事前承認を得た場合に限り、本社債の全部又は一部を繰上償還することができる
利率	年 6.0 %
利払日	毎年 6月 30 日および 12 月 31 日の年2回
発行価格	各本社債の金額100円につき金100円
償還金額	各本社債の金額100円につき金100円
払込期日	2026年3月17日
担保・保証	担保、保証は付さない
優先順位	本社債の元利金支払請求権は、発行体について破産、民事再生、会社更生、または特別清算が開始された場合、全ての一般債権（劣後特約付でない債務）が全額弁済された後にのみ発生する。
資金使途	一般運転資金

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増田美千子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日まで、の第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度までに6期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当事業年度末日後1年内の資金繰りに懸念がある状況となっている。また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率が依然として低下している状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年1月19日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、2026年1月23日に実行している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年1月26日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、2026年2月2日に実行している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年2月16日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、2026年2月25日に実行している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年3月4日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議し、2026年3月10日に実行している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年3月17日に無担保普通社債

（劣後特約付）を発行し、同日に払込が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書

日ま で に入 手し た監 査証 拠 に基 づ い てい る が、将 来 の事 象 や状 況 によ り、企 業 は継 続企 業と し て存 続で き な くな る可 能 性 が あ る。

- ・ 財 務 諸 表 の表 示及 び注 記事 項 が、我 が 国 にお い て一 般 に公 正妥 当 と認 め ら れ る企 業会 計 の基 準に準 拠し てい る かど う かとと も に、関 連す る注 記事 項 を含 め た財 務 諸 表 の表 示、構 成及 び内 容、並 び に財 務 諸 表 が基 礎とな る取 引 や会 計事 象 を適正に表 示し てい る かど う か を評 価 す る。

監 査 人 は、監査役 に対 し て、計 画し た監 査 の範 囲 とそ の実 施時 期、監 査 の実 施過 程 で識 別し た内 部統 制 の重 要 な不 備 を含 む監 査 上 の重 要 な発 見事 項、及 び監 査 の基 準 で求 め ら れ てい るそ の 他 の事 項 につ い て報 告 を 行 う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監 査法 人又 は業 務執 行社 員と の間 に は、公 認会 計 士 法 の規 定 によ り記 載す べ き利 害関 係 はな い。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月3日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

増田 美千子

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネーフォワード全世界株式インデックスファンドの2025年10月28日から2026年4月27日まで の中間計算期間 の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネーフォワード全世界株式インデックスファンドの2026年4月27日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年10月28日から2026年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものであるが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファン ド と当監 査法 人又 は業 務執
行社 員と の間に は、公 認会 計 士 法 の規 定 に よ り記 載す べ き利 害関
係 はな い。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。